

職員の懲戒処分について

このたび、当法人の契約業務に関連して不正な契約手続きが判明したため、下記の通り処分を行いました。

本機構職員がこのような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことを起こさないよう、再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努め、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1 地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
1	降格	事務局 次長級 40歳代	平成28年度の契約業務を締結する際に、本来必要となる理事会での承認を避ける目的で不適切な事務手続きを行うとともに、平成29年度の契約業務について、法人に不要な契約を締結し、総額約26百万円を支払わせた。 管理職という立場で、理事会の承認を得ず、不適切な事務処理を先導したものであり、法人に不当な支払いをさせた非違行為に相当する。	地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則第48条の(1)及び(2)に該当
2	降格	事務局 局長級 50歳代	平成28年度の契約業務において、部下である事務局次長級職員の不適切な事務処理を認識していながら、理事長及び理事会へ報告しなかった。さらに、監督者として是正することなく黙認し、適切な管理監督がなされていなかった。 これらのことは、理事会承認等を経ない不適切な事務手続きを容認するものであり、法人の運営に重大な支障を生じさせた非違行為に相当する。	地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則第48条の(1)及び(2)に該当

2 処分日

令和元年6月13日